

1. 件 名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（692））
2. 日 時：平成30年2月20日 15時00分～19時00分
3. 場 所：原子力規制庁 9階D会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

名倉安全管理調査官、津金管理官補佐、江崎安全審査官、照井安全審査官、
日南川安全審査官、安田安全審査官、吉村安全審査官、千明技術研究調査官、
宇田川原子力規制専門職、郡安技術参与、竹内技術参与、堀野技術参与、
山浦技術参与

（原子力規制部 審査グループ 地震・津波審査部門）

植木安全審査官

事業者：

日本原子力発電株式会社：開発計画室 室長代理 他16名

東北電力株式会社：原子力部（原子力設備） 担当 他3名

東京電力ホールディングス株式会社：原子力設備管理部地震グループ 副長 他2名

中部電力株式会社：原子力土建部 設備管理グループ 副長

北陸電力株式会社：土木部 耐震土木技術チーム 担当

中国電力株式会社：電源事業本部（原子力耐震） 担当 他1名

電源開発株式会社：原子力技術部 設備技術室 担当 他1名

5. 要旨

(1) 日本原子力発電から、2月15日、19日及び本日の提出資料に基づき、東海第二発電所の工事計画認可申請に係る説明スケジュール及び当該申請書のうち、浸水防護施設の耐震性についての計算書、津波又は溢水への配慮が必要な施設の強度に関する説明書、耐震設計の基本方針及び津波への配慮に関する説明書について、説明があった。

(2) 原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

<浸水防護施設の耐震性についての計算書>

【水密扉の耐震性についての計算書】

- 水密扉の基準地震動 S_s の地震力に対する許容限界を概ね弾性としているが、水密扉のどの機能に対しての設計なのか整理して提示すること、
- 水密扉の扉枠を固定しているアンカーボルトの設置状況について、整理して提示すること。
- 扉板、芯材、ヒンジ部、カンヌキ部の許容限界において値を引用した規格は「2.4 適用規格」に追加すること。また、当該箇所に追記の*を追記すること。
- 固有値解析における水密扉の解析モデルの図を提示すること。
- 固有振動数の算定方法について、解析モデルの適正化等を含めて再度検討し提示すること。

【浸水防止堰の耐震性についての計算書】

- 浸水防止堰の耐震性についての計算書について、原子炉建屋原子炉棟6階の施設の検査時における溢水対策の設計方針が確定後、改めて整理して提示すること。
- 地震応答解析について、V-2-1-7「設計用応答曲線の作成方針から荷重を求めているような記述なので、引用する工認図書の適切性も考慮した上で整理して提示すること。
- 耐震評価方法の基本方針について、堰に生じる応力の組合せを適切に考慮した上で整理して提示すること。
- 概要において、溢水拡大防止堰の耐震設計で考慮する地震力を明記すること。
- 溢水防止堰の概略構造図に堰の幅を追記すること。

<津波又は溢水への配慮が必要な施設の強度に関する説明書>

【浸水防止堰の強度計算書】

- 溢水防止堰の強度計算書については、耐震性についての計算がまとまり次第改めて提示すること。

<耐震設計の基本方針>

【基準地震動 S_s 及び弾性設計用地震動 S_d の策定概要】

- 弾性設計用地震動 S_d の年超過確率の記載について、主旨が分かるよう適正化して提示すること。

<津波への配慮に関する説明書>

- 「浸水防護施設等の評価に係る地盤物性値及び地質構造について」は、「地盤の支持性能に係る基本方針」との関係性を含め整理して提示すること。
- 基準津波を超え敷地に遡上する津波に関する資料の記載方法（階層構造、関連性等）を整理して提示すること。
- ヒアリングで提示する資料について、今後追加になる内容が分かるよう整理して提示すること。
- 耐津波設計に係る方針書、計算書及び補足説明資料について、技術基準規則第6条、第51条、第54条等、複数の条文への適合性の確認が関係することを踏まえて、資料及びその構成内容の位置付け、相互の関連性を整理して提示すること。

(3) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 水密扉の耐震性についての計算書（コメント回答資料）